

請 願・陳 情 文 書 表

1 (新規分)

(令和4年第1回土浦市議会定例会)

受理 番号	受 理 月 日	区 分	要 旨	請 願・陳 情 者	紹 介 議 員	付 託 委 員 会	頁
1	4. 2. 22	請 願	手話言語条例の制定等に関する請願書	土浦市 土浦市聴覚障害者協会 会長 吉沢 馨	篠塚 昌毅		2～3

手話言語条例の制定等に関する請願書

紹介議員

篠塚 昌 毅 ()

手話言語条例の制定等に関する請願書

【趣旨】

2011年(平成23年)8月に改正された障害者基本法の第3条において、「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られなければならない」と規定され、「意思疎通のための手段」の例示として、手話を含む言語が挙げられました。また、同法第22条において、情報の利用におけるバリアフリー化等の施策の実施を国及び地方公共団体に対して義務付けております。

しかし、聴覚障害者が日常生活や職場などで、意思疎通の手段として自由に手話を使い、情報を得る機会を確保することができる社会を作るためには、手話が日本語と同じように発展していく必要があります。

既に、茨城県では、「茨城県手話言語の普及の促進に関する条例」が制定されておりますが、更なる手話の普及及び聴覚障害者への理解を促進するため、土浦市においても、手話言語条例を制定されるよう、お願いいたします。

【請願事項】

1. 上記内容を踏まえた手話言語条例の制定。
2. 小学校、中学校に通う児童生徒が手話を学ぶ大切さを知り、学びの意欲を高めるために、手話の正しい理解に役立つハンドブックを作り、配布すること。
3. 手話奉仕員養成講座の拡充。現在市が実施している入門講座及び基礎講座に加え、両講座の中間を担う講座、及び基礎講座の後のフォローアップ講座を新たに設けていただきたい。

令和 〆 年 〆 月 〆 日

請願者

住所

土浦市

氏名

土浦市聴覚障害者

会長 吉 沢

土浦市議会議員 小坂 博 殿